

京都市告示第 98 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 4 月 24 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
岡崎緯13号線	左京区岡崎最勝寺町5番地の3地先内	旧	メートル 52.60	メートル 1.90 ~ 3.60
		新	52.60	2.96 ~ 4.36
山科御陵経9号線	山科区御陵大津畑町39番地の31地先から 同町39番地の24地先まで	旧	21.50	1.70 ~ 2.00
		新	21.50	2.91 ~ 4.95
山科御陵緯15号線	山科区御陵大津畑町40番地の1地先から 同町39番地の20地先まで	旧	24.00	1.85 ~ 3.15
		新	24.00	2.30 ~ 4.20
西寺経7号線	南区唐橋門脇町23番地の19地先内	旧	4.70	6.00
		新	4.70	6.00 ~ 9.50
西寺経7号線	南区唐橋門脇町23番地の29地先内	旧	3.20	6.00
		新	3.20	6.00 ~ 11.00
羽束師25号線	伏見区羽束師菱川町162番地の1地先から 同町163番地地先まで	旧	39.20	3.45 ~ 5.46
		新	39.20	4.61 ~ 5.46

羽束師61号線	伏見区羽束師古川町117番地地先から	旧	9.40	1.95 ~ 2.75
	同町87番地の3地先まで	新	9.40	5.97 ~ 6.10

(建設局土木管理部道路明示課)